

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用冷却水サージタンクの凍結防止用電気ヒーターの点検において、当該ヒーター用電源ケーブルに絶縁不良が認められたため、当該ヒーターを修理	D	
2	1号機	2号機所内ボイラ用重油流量積算計の本体フランジ部より重油のリーク（1滴／13秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	1号機	1・2号機サービス建屋1階応急処置室内の床ドレンファンネルの閉止栓が緩み、当該ファンネルの排水配管下流側に接続されている管理区域退出者用手洗い場の排水配管側からの一時的な逆流により、当該床ドレンファンネルより床面への溢水（約80リットル、汚染なし）が発生したため、閉止栓を交換及び対応検討	B	
4	2号機	主発電機固定子冷却水系の冷却水入口温度調節器のデジタル表示画面に一部表示不良が認められたため、当該温度調節器を点検・修理	D	
5	2号機	制御棒駆動水ポンプ（A）の点検において、バランス調整用ディスクキー及び軸のキー溝に摩耗が認められたため、当該キーを交換及びキー溝を修理	D	
6	3号機	廃棄物処理建屋地下タンク室の出入口扉にタンク室内側の扉ノブが空回りするため、当該扉のラッチ機構を点検・修理	D	
7	6号機	復水前置ろ過器増設工事において、逆洗水受タンク取合部の配管接続予定箇所（開先合せ済み・未溶接）から、配管内の残留水がリーク（約500cc、汚染なし）したため、対応検討	D	
8	6号機	電気油圧式制御装置保温用ヒーターファン電動機点検において、異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）の流体継ぎ手の浸透探傷検査において、油配管の溶接部に指示模様は認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	低圧復水ポンプ用軸シール水入口弁の点検に伴う開口部の残水養生用ビニール袋より水のリーク（約50リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
11	6号機	制御棒駆動時間の調整において、制御棒（46-47）の駆動時間の調整不能が認められたため、当該制御棒駆動機構を点検・修理	D	6月9日再審議にて グレード及び 件名変更 D → C
12	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）の点検において、冷却水の水張りをしたところ、シリンダ（No. 5）の排気弁ケース冷却水戻りフランジ部より水のリーク（約60リットル）が認められたため、当該フランジ部のガスケットを交換及び対応検討	C	
13	6号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（22-39）の挿入時間に判定値外れが認められたため、当該制御棒の駆動機構を点検・調整	D	
14	6号機	原子炉冷却材浄化系フィルタスラッジポンプ（A）用軸シール水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	6号機	気体廃棄物処理系排ガス循環水ポンプ（A）の本体ドレン弁の操作ハンドルが折損しているため、当該ハンドルを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで